附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十七号」を「第三十八号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○法務省令第四十一号

都市再開発法による不動産登記に関する政令（昭和四十五年政令第八十七号）第十二条の規定に基づき、不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十九日　法務大臣　金田　勝年

不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令

不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成十七年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第百十条第四項及び」を「第百十条第五項、第百十条の二第六項又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百八十八号）の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

○財務省・国土交通省令第一号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第四条第四号の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十九日　財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

改正後	改正前
（国際競争力強化施設） **第一条**　法第十九条の二第八項の国土交通省令で定める施設は、国際会議場施設、医療施設その他国土交通大臣が定める施設であって、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。 （都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為） **第一条の二**　［略］	［条を加える。］ （都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為） **第一条**　［同上］

六　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七十条の二第五項に規定する指定宅地に存する同条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する建築物を除却し、同法第八十七条第一項の規定による権利の変換により当該指定宅地に対応して与えられることとなる個別利用区内の宅地に新たに建設する当該建築物に代わるべき耐火建築物等

附　則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。

○国土交通省令第六十一号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）及び都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百八十八号）の施行に伴い、並びに都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

都市再生特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。